

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成19年4月26日(2007.4.26)

【公開番号】特開2002-111658(P2002-111658A)

【公開日】平成14年4月12日(2002.4.12)

【出願番号】特願2000-247463(P2000-247463)

【国際特許分類】

H 04 L	9/32	(2006.01)
G 09 C	1/00	(2006.01)
G 10 K	15/02	(2006.01)
H 04 N	5/907	(2006.01)
G 10 L	19/00	(2006.01)
H 04 L	9/08	(2006.01)
H 04 N	7/167	(2006.01)

【F I】

H 04 L	9/00	6 7 3 B
G 09 C	1/00	6 6 0 D
G 10 K	15/02	
H 04 N	5/907	B
G 10 L	9/00	N
H 04 L	9/00	6 0 1 A
H 04 L	9/00	6 0 1 B
H 04 L	9/00	6 0 1 E
H 04 L	9/00	6 7 5 A
H 04 N	7/167	Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月12日(2007.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記憶装置からのデータ再生または記憶装置に対するデータ記録を行なうデータ処理装置において、

前記データ処理装置は、データ処理装置と記憶装置間での相互認証の成立を条件として、前記記憶装置からのデータ再生処理または前記記憶装置に対するデータ記録処理を実行する構成を有し、

前記記憶装置が相互認証処理の実行機能を持たない場合に、前記データ処理装置に構成した仮想メモリデバイスとの相互認証処理を実行し、データ処理装置と前記仮想メモリデバイスとの間で実行される相互認証処理の成立を条件として前記記憶装置からのデータ再生処理または前記記憶装置に対するデータ記録処理を実行する構成を有することを特徴とするデータ処理装置。

【請求項2】

前記データ処理装置は、

データ再生またはデータ記録を行なう記憶装置が相互認証可能か否かを判定して、相互認証処理が可能である場合は、該記憶装置との間ににおいて相互認証処理を実行する構成を

有することを特徴とする請求項 1 に記載のデータ処理装置。

【請求項 3】

前記データ処理装置は、

複数のデータ処理装置をリーフとして構成したツリーのルートからリーフまでのパス上のルート、ノード、およびリーフに各々キーを対応付けたキーツリーを構成するパス上の更新キー、および下位キーによる上位キーの暗号化処理データを含む有効化キーブロック(EKB)によって暗号化された認証鍵であるEKB配信認証鍵を有し、

前記データ処理装置と前記仮想メモリデバイスとの間で実行される相互認証処理は、前記EKB配信認証鍵と、前記仮想メモリデバイスに予め格納された認証鍵を適用して実行する構成であることを特徴とする請求項 1 に記載のデータ処理装置。

【請求項 4】

前記EKB配信認証鍵を含む有効化キーブロック(EKB)は、

前記キーツリーのリーフを構成するデータ処理装置中、正当なライセンスを持つデータ処理装置においてのみ復号可能で、正当ライセンスを持たない不正なデータ処理装置においては復号不可能な有効化キーブロック(EKB)として構成し、

不正データ処理装置における前記仮想メモリデバイスとの認証成立を防止して、不正データ処理装置の排除(リボーカー)を行なう構成としたことを特徴とする請求項 3 に記載のデータ処理装置。

【請求項 5】

前記有効化キーブロック(EKB)によって暗号化され提供されるEKB配信認証鍵は、世代(バージョン)管理がなされ、世代毎の更新処理が実行される構成であることを特徴とする請求項 3 に記載のデータ処理装置。

【請求項 6】

前記データ処理装置は、

複数の情報処理装置をリーフとして構成したツリーのルートからリーフまでのパス上のルート、ノード、およびリーフに各々キーを対応付けたキーツリー構成中、自己リーフに対応して設定されたリーフキーを、該データ処理装置固有のストレージキー(Kstd)で暗号化してデータ処理装置内の記憶手段に格納した構成を有することを特徴とする請求項 1 に記載のデータ処理装置。

【請求項 7】

前記データ処理装置は、

複数のデータ処理装置をリーフとして構成したツリーのルートからリーフまでのパス上のルート、ノード、およびリーフに各々キーを対応付けたキーツリー構成中、自己リーフに対応して設定されたリーフキーに基づいて、前記キーツリーの自己リーフから上位に至るパス上の複数段の異なるノードキーを個別に暗号化した暗号化キーの集合としてのデバイスキーブロック(DKB)をデータ処理装置内の記憶手段に格納した構成を有することを特徴とする請求項 1 に記載のデータ処理装置。

【請求項 8】

記憶装置からのデータ再生または記憶装置に対するデータ記録を行なうデータ処理方法において、

前記記憶装置が相互認証処理の実行機能を持たない場合に、データ処理装置に構成した仮想メモリデバイスとの相互認証処理を実行するステップと、

前記データ処理装置と前記仮想メモリデバイスとの間で実行される相互認証処理の成立を条件として前記記憶装置からのデータ再生処理または前記記憶装置に対するデータ記録処理を実行するステップと、

を有することを特徴とするデータ処理方法。

【請求項 9】

データ処理装置に対するライセンスを付与するライセンスシステムであり、

複数のデータ処理装置をリーフとして構成したツリーのルートからリーフまでのパス上のルート、ノード、およびリーフに各々キーを対応付けたキーツリーを構成するパス上の

更新キー、および下位キーによる上位キーの暗号化処理データを含む有効化キーブロック（EKB）によって暗号化された認証鍵であるEKB配信認証鍵を提供し、

データ処理装置は、記憶装置が相互認証処理の実行機能を持たない場合においても前記データ処理装置に構成した仮想メモリデバイスとの相互認証処理の成立を、前記記憶装置からのデータ再生処理または前記記憶装置に対するデータ記録処理の実行条件とした構成を有し、

前記EKB配信認証鍵を提供する有効化キーブロック（EKB）は、

前記キーツリーのリーフを構成するデータ処理装置中、正当なライセンスを持つデータ処理装置においてのみ復号可能で、正当ライセンスを持たない不正なデータ処理装置においては復号不可能な有効化キーブロック（EKB）として提供することにより、不正なデータ処理装置における前記仮想メモリデバイスとの認証成立を防止して、不正データ処理装置におけるコンテンツ利用を排除可能とした構成を有することを特徴とするライセンスシステム。

【請求項10】

記憶装置からのデータ再生または記憶装置に対するデータ記録を行なうデータ処理をコンピュータ・システム上で実行せしめるコンピュータ・プログラムを提供するプログラム提供媒体であって、前記コンピュータ・プログラムは、

前記記憶装置が相互認証処理の実行機能を持たない場合に、データ処理装置に構成した仮想メモリデバイスとの相互認証処理を実行するステップと、

前記データ処理装置と前記仮想メモリデバイスとの間で実行される相互認証処理の成立を条件として前記記憶装置からのデータ再生処理または前記記憶装置に対するデータ記録処理を実行するステップと、

を有することを特徴とするプログラム提供媒体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】削除

【補正の内容】